

Z-76-C 【第一問】答 案 用 紙

(所得税法)

問 1 (1)

不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上支出した損害賠償金は、
これらの所得の金額の計算上、必要経費に算入する。
ただし、これらの所得を生ずべき業務に関連して、故意又は重大な過失によって他人の権利を
侵害したことにより支払う損害賠償金は、これらの所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。⑧

問 1 (2)

① 怪我に対する損害賠償金（非課税）⑦
心身に加えられた損害につき支払いを受ける慰謝料その他の損害賠償金（その損害による
収益の補償として受けるものを含む。）については、所得税を課さない。
② 商品に対する損害賠償金（課税）⑦
事業所得等を生ずべき業務を行う居住者が受ける次の保険金等で、その業務の遂行により
生ずべきこれらの所得に係る収入金額に代わる性質を有するものは、これらの所得に係る
収入金額とする。
・ その業務に係る棚卸資産につき損失を受けたことにより取得する保険金、損害賠償金等

問 1 (3)

概要：心身に加えられた損害に基因しない業務上の休業補償金は事業所得等で課税対象となる。
ただし、心身に加えられた損害に基因して受ける収益の補償金の場合は非課税となる。
規定：事業所得等を生ずべき業務を行う居住者が受ける次の保険金等で、その業務の遂行により
生ずべきこれらの所得に係る収入金額に代わる性質を有するものは、これらの所得に係る
収入金額とする。
・ その業務の全部または一部の休止、転換又は廃止等の事由によりその業務の収益の
補償として取得する補償金等 ⑧

問 2

1. 概要
65 万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、甲の飲食業について 55 万円の青色申告特別控除要件を満たしたうえで、加えて電子申告又は優良な電子帳簿の保存のいずれかを行う必要がある。甲は 55 万円の要件は満たしているが電子申告又は電子帳簿保存の実施が必要となる。
2. 前提となる要件（55 万円控除要件）
（1） 青色申告者で事業所得を生ずべき事業を営むもの（小規模事業者の現金基準の適用を受ける者を除く。）が、その事業につき帳簿書類を備え付けてこれにその年分の事業所得の金額に係る取引を記録していること（これらの所得の金額に係る一切の取引内容を詳細に記録している場合として正規の簿記の原則に従う等の一定の場合に限る。）④
（2） 確定申告書にこの規定の適用を受ける旨及び控除額に関する事項並びに貸借対照表、損益計算書その他事業所得の金額に関する明細書の添付があること（電子申告で送信されている場合を除く）④
（3） 確定申告書を提出期限までに提出していること④
3. 2 のほか 65 万円控除に必要な要件（甲が実施すべきこと）
2 に加え、以下のいずれかの要件を満たしている場合は、65 万円の青色申告特別控除となる。
（1） その確定申告を電子申告（e-tax）により行うこと
（2） 電子帳簿保存を行っていること ⑤
※ 3（2）の電子帳簿保存とは、モニター及び説明書等を備え付ける等の電子帳簿の保存要件に加えて、以下の要件をすべて満たした電子帳簿で、税務署長に届け出ているものをいう。
① 訂正等の履歴が残ること
② 帳簿間で相互関連性があること
③ 日付、金額、相手方による検索機能があること ③

Z-76-C 〔第二問〕 答 案 用 紙

(所得税法)

問

被相続人甲

各種所得の金額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
事業所得	4,958,420	1 総収入金額 (1) 行政書士業収入 ① 助成金申請書作成代行報酬 $1,000,000 - 500,000 + 100,000 = 600,000$ ㊦ ② 遺産分割協議書作成報酬 $650,000 + 20,000 = 670,000$ ㊦ ③ 許認可申請代行報酬 2,500,000 ④ 合計 3,770,000 (2) 雑収入 $5,200,000 - 2,001,000 - 79,580 = 3,119,420$ ㊦ (3) 総収入金額の合計額 6,889,420 2 必要経費 (1) 租税公課 $(3,000 + 40,000 - 5,000) + 20,000 = 58,000$ ㊦ (2) 地代家賃 1,050,000 ㊦ (3) 消耗品費 $200,000 - 150,000 = 50,000$ ㊦ (4) 雑費 $150,000 - 27,000 = 123,000$ ㊦

(所得税法)

被相続人甲

各種所得の金額の計算 (続き)

(単位:円)

区 分	金 額	計 算 過 程
		(5) 貸倒損失 R5 分の貸倒損失のため本年の計上は行わない。 ☐ (6) 必要経費合計額 1,281,000 3 青色申告特別控除額 650,000 (e-tax) ☐ 4 事業所得 4,958,420
給与所得	0	$100,000 \times 6 - 650,000 = 0$ ☐ 役員報酬 7 月 15 日支給分 非課税 ☐
退職所得	0	甲の死亡により乙が受給する共済金は非課税 ☐
配当所得	100,000	$79,580 \div (1 - 20.42\%) = 100,000$ ☐

(所得税法)

相続人乙

I 各種所得の金額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
不動産所得	0	1 総収入金額 (1) 家賃収入 $2,300,000 + 50,000 \times 2 = 2,400,000 \quad \text{㊦}$ (2) 総収入金額の合計額 $2,400,000$ 2 必要経費 (1) 租税公課 $50,000 + 5,000 = 55,000 \quad \text{㊦}$ (2) 保険料 $36,000 - 12,000 = 24,000 \quad \text{㊦}$ (3) 貸倒損失 0 ※40,000 は R2 の収入がなかったものとみなす ㊦ (4) 建替費用 $1,800,000 - 500,000 = 1,300,000 \quad \text{㊦}$ (5) 減価償却費 $20,000,000 \times 0.9 \times 0.046 \times 9 / 12 = 621,000 \quad \text{㊦}$ (6) 資産損失 $\text{①} 2,610,000 - 621,000 = 1,991,000$ $\text{②} 1 - 2(1) \sim (5) = 400,000$ $\text{③} \text{小さい方} \therefore 400,000 \quad \text{㊦}$ 3 青色申告特別控除額 $1 - 2 = 0 < 100,000 \therefore 0$ 4 不動産所得 $1 - 2 - 3 = 0$

(所得税法)

相続人乙

I 各種所得の金額の計算 (続き)

(単位:円)

区 分	金 額	計 算 過 程
給与所得	6,750,000	$8,700,000 - 1,950,000 = 6,750,000$ ㊦ ※令和7年分の未払残業代は令和7年分の所得となる ※B社からの7/15日の収入は非課税
配当所得	200,000	$A社10株 \times (30,000 - 10,000) = 200,000$ ㊦
譲渡所得 一般株式等の譲渡所得等	$\Delta 50,000$	$A社(10株 \times 30,000 - 200,000) - 10株 \times 15,000 = \Delta 50,000$ ㊦
総合短期 総合長期	0 300,000	(長期・金地金) $1,300,000 - 500,000 - 500,000 = 300,000$ ㊦ ※パソコンの譲渡損失はないものとみなす ㊦

(所得税法)

相続人乙

I 各種所得の金額の計算 (続き)

(単位:円)

区 分	金 額	計 算 過 程
分離長期	4,647,500	1 家屋 $100,000 - 30,000 \times - (72,500 - 30,000) = 27,500$ □ $\times 100,000 \times 5\% < 30,000 \quad \therefore 30,000$ 2 敷地 $5,000,000 - 250,000 \times - (200,000 - 70,000) = 4,620,000$ □ $\times 5,000,000 \times 5\% > 70,000 \quad \therefore 250,000$ 3 合計 4,647,500
一時所得	0	$100,000 - 500,000 = 0$ □ ※死亡保険金及び契約者配当金は非課税 □
雑所得	3,030,000	3,000,000 (紹介料) □ 30,000 (遅延損害金) □

(所得税法)

相続人乙

Ⅱ 課税標準額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
総所得金額	10,110,000	$\begin{aligned} &※(6,750,000-20,000)+200,000+300,000\times 1/2+3,030,000 \\ &=10,110,000 \\ &(計算過程 \text{㉑}) \\ &※(8,700,000-8,500,000) \times 10\%=20,000 \text{ ㉒} \end{aligned}$
長期譲渡所得の金額	4,647,500	4,647,500
一般株式等に係る 譲渡所得等の金額	0	一般株式に係る譲渡所得等の損失の金額は生じなかったものとみなす
課税標準額の合計額	14,757,500	

(所得税法)

相続人乙

Ⅲ 所得控除額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
医療費控除	600,000 □	$200,000 + 500,000 = 700,000$ $700,000 - 100,000^{※1} = 600,000$ $※14,757,500 \times 5\% > 100,000 \quad \therefore 100,000$ $※2$ 甲の入院費は生計別につき除外
社会保険料控除	1,296,300 □	
生命保険料控除	115,000	新生保 $100,000 \times 1/4 + 30,000 = 55,000$ □ 新年金 40,000 □ 介護 20,000 □ $55,000 + 40,000 + 20,000 = 115,000 < 120,000$
配偶者控除	0	乙の合計所得金額 $14,757,500 > 10,000,000 \quad \therefore 0$
配偶者特別控除	0	乙の合計所得金額 $14,757,500 > 10,000,000 \quad \therefore 0$
扶養控除	630,000	1 丁の判定 $1,800,000 - 650,000 = 1,150,000 > 580,000 \quad \therefore 0$ □ 2 戊の判定 $19 \text{才} \leq 19 \text{才} < 23 \text{才}$ $2,150,000 - 1,600,000 = 550,000 \leq 580,000 \quad \therefore 630,000$ □
特定親族特別控除	110,000	1 丁の判定 $1,150,000 \quad \therefore 110,000$ □ 2 戊の判定 控除対象扶養親族のため 0 □
基礎控除	580,000	$14,757,500 \quad \therefore 580,000$ □
所得控除の合計額	3,331,300	

(所得税法)

相続人乙

IV 課税所得金額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
課 税 総 所 得 金 額	6,778,000	$10,110,000 - 3,331,300 = 6,778,700$ → 6,778,000 (千円未満切捨)
課税長期譲渡所得の金額	4,647,000	4,647,500 → 4,647,000 (千円未満切捨) ※譲渡までに貸付利用があったため空き家の特別控除の適用なし ㊦
課税一般株式譲渡所得金額	0	

V 税額控除額及び税額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
課 税 総 所 得 金 額 に 対 す る 税 額	928,100	$6,778,000 \times 20\% - 427,500 = 928,100$ (計算過程 ㊦)
課税長期譲渡所得金額 に 対 す る 税 額	697,050	$4,647,000 \times 15\% = 697,050$
課税一般株式譲渡所得 金 額 に 対 す る 税 額	0	
差 引 総 所 得 税 額	1,625,150	
配当控除	10,000 ㊦	$6,778,000 + 4,647,000 > 10,000,000$ $200,000 \times 5\% = 10,000$
住宅借入金等特別控除	246,700	合計所得金額 $14,757,500 \leq 20,000,000$ $50 \text{ m}^2 \leq 150 \text{ m}^2$ $(45,250,000 - 10,000,000)$ 39,800,000 45,000,000 } 最小 35,250,000 $35,250,000 \times 0.7\% = 246,700$ ㊦
差引所得税額	1,368,450	
復興特別所得税額	28,737	$1,368,450 \times 2.1\% = 28,737$
所 得 税 及 び 復興特別所得税の額	1,397,187 ㊦	$1,368,450 + 28,737$
所 得 税 等 の 源 泉 徴 収 税 額	674,040 ㊦	$633,200 + 200,000 \times 20.42\% = 674,040$
所得税等の申告納税額	723,100	$1,397,187 - 674,040 = 723,147 \rightarrow 723,100$ (百円未満切捨)
所得税等の予定納税額	-	
納付すべき税額又は 還 付 さ れ る 税 額	723,100	

所得税法【総評】

〔第一問〕

本年の理論は、損害賠償金に関する支払と受取の課税関係及び青色申告特別控除の適用要件に関する問題が出題された。青色申告特別控除は令和9年以降改正が行われる論点であるが、問われた論点は帳簿要件、青色決算書、ほか今後主流となる電子申告及び電子帳簿保存要件であり今後の税の実務において重要なDX化を踏まえた時事的な出題内容だったといえるだろう。

問1の損害賠償金については個別理論集の内容から解答可能であり、また実力テストなどで計算問題としても学習した論点のため、ある程度解答を埋めることはできたと思われる。

ただし、今回の本試験では理論の解答用紙の解答スペースがかなり狭いものであったため、簡潔かつ的確な内容で解答することが望ましく、そのために問題内容を正確に読み取り必要な部分を漏らさずに解答する必要があった。

例えば、「相手方が契約する損害保険会社から～」とあるので、甲が得た収入は甲が自身で保険契約していた「保険金」を受け取ったのではなく、あくまでも加害者側から支払われる「損害賠償金」の性質であることを踏まえて解答する必要があるだろう。(模範解答は、極力理論集に掲載した文言により作成しているが、要点を押さえてあれば作文でも問題ないと思われる。)

また受け取った損害賠償金が、甲自身の怪我に対する賠償か、棚卸資産に対する賠償か、怪我を基因としない休業に対する営業補償なのか、性質をきちんと区分して解答する必要があるためその点を問題文から冷静に読み取れたかがポイントになるであろう。

問2の青色申告特別控除であるが、問題文に総勘定元帳・会計ソフト・訂正削除履歴などが見慣れない用語が並んでいたため、特に受験専念で学習していた受験生は戸惑ったであろう。

これは、今後改正により電子帳簿の作成知識が重要になってくることの時事的な出題内容といえるが、電子帳簿については所得税法ではなく電子帳簿保存法の内容であるため、電子帳簿の詳細について解答できなくとも問題はないと考えられる。(電子帳簿関連を条文ベースで学習、理解することは受験生には不可能である。模範解答に掲載した電子帳簿要件は、国税庁が公表しているパンフレットからの内容であり、少しでも触れることができればアドバンテージにはなるが、直接合否に影響するものではない。)

今回必ず触れるべきポイントは、個別理論集にも掲載している55万円の特別控除要件である①「一切の取引内容を詳細に記録する要件(正規の簿記の原則)」、②「貸借対照表を含む青色決算書の提出要件」、③「期限内申告の要件」について漏らさず解答したうえで、65万円の上乗せ要件となる「電子申告又は電子帳簿保存のいずれかを満たすこと」について触れていけばよいだろう。

なお、①について正規の簿記の原則(もしくは複式簿記)という文言があるが、これは措置法施行規則に規定されている文言のため理論集には掲載しておらず、その単語が無くとも問題はないだろう。

ボーダーについては、個別理論集から解答できる論点をどれだけ漏らさず網羅できたかがポイントとなり、問1（30点）はボーダー22点、合格確実は28点と考える。問2（20点）はボーダー12点、合格確実は17点と考える。

〔第二問〕

近年出題頻度の高い相続の知識を絡めた問題であった。行政書士業といった見慣れない業種による問題文もあったが、税の原理原則を踏まえて対応すれば問題なく解答可能な箇所も多かったため、冷静にいつも通りの実力で解答できる箇所は確実に得点しておきたい。

経費などの項目について、被相続人甲の計算上考慮すべきなのか、相続人乙の計算上考慮すべきものなのか判断を問う箇所が散見されていた。これらの難しい判断を要する箇所は解答を埋めても思ったより得点が伸びない部分となるが、それを除けば、基礎期の内容をベースにしているものが多く、また、計算自体はシンプルなものが多く、基本的内容をいかに落とさず解答できたかがポイントであった。

給与関連の問題は計算自体は簡単なものの、死亡後の給与や共済金、未払残業代といった判断が難しい出題が多く、やはり得点は思ったより伸びない論点と思われる。

資料Ⅳの給与及び未払残業に係る資料については、「甲は、C社に勤務しており」とあるが、これは「乙は、C社に勤務しており」の誤植であると考えられる。なぜなら、C2ページには、資料Ⅲ～Ⅷは乙にかかるものとの記載があること、甲は死亡しているにも拘わらず、「C社に勤務していた」ではなく「勤務しており」と継続的表現であること、文字通り甲の所得計算の資料だとすると情報が足りないこと、が理由である。予想解答は乙の資料として作成しているが、仮に文字通り甲の資料として解答したとしても、可否には影響しないと考えられる。

その他、甲は事業的規模、乙は事業的規模以外と相違しており、両方の知識を問う形式となっていた。改正論点（特定親族特別控除や住宅ローン控除における特例対象個人、生命保険料控除等）の適否を考えさせる論点も含まれており、改正論点をキャッチアップしていたかも合格への鍵となった。

今回は計算問題について解答時間が不足するケースは少なく確実に得点できる箇所もそれなりに多かったものの、判断が難しい論点については点数が思うように伸びない受験生が多いと思われる。判断が難しい箇所の得点のブレを踏まえ、ボーダーは29点、合格確実は40点と考える。

全体では、ボーダーは63点、合格確実は85点と考える。